

令和4年5月27日

不動産関係団体の長 殿

(公社) 山梨県宅地建物取引業協会
(公社) 全日本不動産協会山梨県本部
(公財) 日本賃貸住宅管理協会山梨県支部
(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

山梨県知事 長崎 幸太郎
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
協力要請について (依頼)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年5月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、感染拡大によって医療提供体制を逼迫させるような事態を回避し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を力強く確かなものとするため、別紙のとおり、新しい協力要請を発出しましたので、お知らせします。

当該協力要請において、国の考え方を踏まえ、マスク着用の考え方を明記しております。基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけを変更するものではありませんが、マスクを着用しなくてもいい場面を明確化しておりますのでご注意ください。なお、マスク着用については、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることのないようお願いします。

つきましては、貴団体の構成員の皆様へ周知いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先
県土整備部
建築住宅課企画担当
TEL : 055-223-1730